

○平取町乳幼児等医療費助成に関する条例

平成13年3月8日

条例第14号

改正 平成14年9月25日条例第13号

平成16年9月21日条例第14号

平成18年9月25日条例第16号

平成20年3月14日条例第15号

平成20年9月19日条例第28号

平成21年3月10日条例第6号

平成24年3月9日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「乳幼児等」とは、満12歳に達する日（誕生日の前日）後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児等を監護する者をいう。
- (3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医

療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

- (5) 「一部負担金」とは、規則で定める額をいう。
- (6) 「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- (7) 「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (8) 「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、平取町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児等
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等
- (3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持す

る者に限る。)に監護されている乳幼児等

(受給資格者の認定等)

第4条 保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(助成の範囲)

第5条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、平取町の区域内に住所を有する世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯を除く。)

に属する乳幼児等にかかる医療費から受給者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)

を保護者に対して助成する。ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)後の最初の4月1日から満12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に対して助成する。

2 町長は、第2条第6号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(助成の申請及び申請期間)

第6条 前条の助成は、保護者からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内とする。

3 町長は、特に必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、その助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うことができる。

(届出の義務)

第7条 受給資格者が、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があつたときは、保護者は、その旨をすみやかに町長に届出なければならない。

(助成金の返還)

第8条 町長は、疾病又は負傷に関し損害賠償を受けた者及び偽り、その他不正な行為により助成を受けた者があるときは、保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に現に平取町医療費助成に関する条例（昭和48年条例第30号）第2条第7項の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、この条例による平取町乳幼児医療費の助成に関する条例第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月25日条例第13号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年9月21日条例第14号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日条例第16号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日条例第28号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月10日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○平取町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第7号

改正 平成14年9月29日規則第4号

平成16年9月24日規則第7号

平成17年9月30日規則第10号

平成18年9月22日規則第5号

平成20年3月14日規則第9号

平成20年9月19日規則第20号

平成20年12月30日規則第26号

平成27年12月30日規則第16号

平成29年8月1日規則第16号

平成30年6月12日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、平取町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成13年平取町条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第1条の2 条例第2条第5号の規定による一部負担金は次のとおりとする。

- (1) 受給者が3歳未満（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合 初診時一部負担金（医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円）
- (2) 基本利用料（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額に同法第67条第1項第1号に規定する割合を乗じて得た額をいうものとする。）については、受給者が属する世帯員全員（生計維持者を含む。）が市町村民税非課税者の場合、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第15条第3項第3号の規定により8,000円を上限とする。
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 高確法第67条第1項第1号の規定の例により算定

した一部負担金（基本利用料を含む。）に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から令第14条の規定の例により算定した月間の高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の月間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、57,600円とする。ただし、療養のあった月に属する世帯の受給者に対し、当該療養のあった月以前の12月以内に既に月間の高額療養費に相当する額が支給されている月数が3月以上ある場合については、44,400円とする。また、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず、18,000円とする。

- (4) 令第14の2の規定の例により、計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日までの期間）の末日において、計算期間における前3号の算定による一部負担金の合算が高額療養費算定基準額を超える場合、年間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第8項の規定により144,000円とする。

（一部負担金と基本利用料の合算）

第1条の3 前条第3号の場合であつて受給者が条例第2条第6号に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

（条例第3条第3号に規定する所得の額等）

第2条 条例第3条第3号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

（受給資格者の認定申請）

第3条 条例第4条の規定により、認定申請をしようとする者は、別記第1号様式による乳幼児等医療費受給資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類（以下「被保険者証等」という。）
- (2) 条例第3条第3号に規定する保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）の所得の状況を明らかにする書類
- (3) 規則第1条の2第1項に規定する者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税者

に限る。) にあつては、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給資格者の登録及び受給者証の交付)

第4条 町長は、前条の規定により、認定したものについて別記第2号様式の乳幼児等医療費給付登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録し、別記第3号様式の乳幼児等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 受給者証をき損又は亡失したときは、別記第4号様式の乳幼児医療費受給者証再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は町長が必要と認めた期間の間とする。

(受給者証の提示)

第5条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険証等を添えて提示するものとする。

(助成金の交付申請等)

第6条 条例第6条第1項の規定による保護者が直接医療費の助成を受けようとするときは、別記第5号様式の乳幼児等医療費助成申請書を町長に提出することにより行うものとする。

2 条例第6条第3項の規定による医療費の助成する額の保険医療機関等への支払は、保険医療機関等が別記第6号様式の1及び2の助成金請求書を町長に提出することにより行うものとする。

(助成額の決定)

第7条 町長が前条の請求書を受理したときは、審査のうえ支払額を決定し、様式第7号により当該請求者及び申請者に通知するものとする。

(条例第5条第2項に規定する額等)

第7条の2 条例第5条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還)

第8条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 町に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 条例第3条のただし書きに該当するに至ったとき。

2 前項の規定に該当するときは、すみやかに受給者証を町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、乳幼児等医療費受給資格変更届(別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 加入している医療保険に変更があったとき。
- (2) 住所に変更があったとき。
- (3) その他申請事項の内容に変更があったとき。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月29日規則第4号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年9月24日規則第7号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日規則第10号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月22日規則第5号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月14日規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日規則第20号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月30日規則第26号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月30日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の平取町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の平取町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成29年8月1日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の2第2号における月間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、平成29年7月31日まで、57,600円を44,400円、14,000円を12,000円とする。

附 則（平成30年6月12日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の2第3号における月間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、平成30年7月31日まで、18,000円を14,000円とする。

別表（第2条関係）

第2条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。）とし、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11

条において準用する同令第1条に定める額（第11条において読み替えた後の額）とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

- (1) 所得の範囲は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第2条の規定によるものとする。
- (2) 所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第3条の規定によるものとする。